

## 外部監査制度に関する資料

### 1. 外部監査制度の種類と内容

	包括外部監査	個別外部監査
趣 旨	・地方公共団体の行政体制の整備と適正な予算執行の確保のため、監査委員の監査を補完し、監査機能の一層の充実を図る	
導 入	・中核市以上 → 法で義務づけ ・その他の市町村 → 条例化が必要	全地方公共団体 → 条例化が必要
特 徴	<p>〔監査の種類〕 ・財務監査 【必置規定】 ・財政的援助団体等に対する監査 【任意規定】</p> <p>(財政的援助団体等) ア 市が財政的援助を与えているもの イ 市が出資しているもので政令で定めるもの ウ 市が借入金の元金または利子の支払いを保証しているもの エ 市が受益権を有する不動産の信託の受益者 オ 市が公の施設の管理を行わせているもの</p>	<p>〔監査の種類〕【任意規定】</p> <p>① 有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ② 議会からの事務監査請求 ③ 市長からの事務監査要求 ④ 市長からの財政的援助団体等の監査要求 ⑤ 市民からの住民監査請求</p> <p>※外部監査によるか否かの判断 ①～④:議会 (②以外は監査委員の意見を踏まえること) ⑤:監査委員</p>
監査対象	外部監査人自らが選定した事件 (年1回以上)	外部監査によることを請求・要求された事件
契約先	自然人1人 弁護士、公認会計士、実務精通者(当該団体のOB除く)、税理士	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末(法定)	個々の契約で決定
議 決	包括外部監査契約の契約先等の内容について議決必要	<p>個別外部監査の相当性について 上記①③④ 議決必要 上記②⑤ 議決不要</p> <p>個別外部監査契約の契約先等の内容について 上記①～⑤ 議決必要</p>
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	

出所：函館市ホームページより <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soumu/gyokaku/kansa/gaibukansa.html>

### 2. 上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

○上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

平成15年6月19日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約(以下「個別外部監査契約」という。)に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(個別外部監査契約に基づく監査の要求)

第2条 次に掲げる請求又は要求に係る監査については、当該請求又は要求に併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- (1) 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者による同項の請求
- (2) 議会による法第98条第2項の請求
- (3) 市長による法第199条第6項又は第7項の要求
- (4) 市民による法第242条第1項の請求

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

※函館市は函館市では、平成14年度から「個別外部監査」を導入し、その後、平成17年10月1日からの中核市への移行により「包括外部監査」を導入した。